

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第48期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	ヒビノ株式会社
【英訳名】	Hibino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日比野 晃久
【本店の所在の場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	ヒビノGMC経営企画本部長 大関 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	ヒビノGMC経営企画本部長 大関 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第3四半期連結 累計期間	第48期 第3四半期連結 累計期間	第47期 第3四半期連結 会計期間	第48期 第3四半期連結 会計期間	第47期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	10,437,036	10,571,132	3,347,125	3,390,550	14,207,296
経常利益又は経常損失() (千円)	30,335	241,011	48,260	118,429	322,941
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(千円)	62,229	16,582	62,682	44,370	150,117
純資産額(千円)	-	-	4,930,765	4,477,667	4,693,015
総資産額(千円)	-	-	14,671,656	14,893,697	14,516,887
1株当たり純資産額(円)	-	-	925.69	874.08	890.56
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	11.66	3.20	11.83	8.64	28.24
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	33.2	29.8	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	369,903	1,163,323	-	-	199,602
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,028,146	1,381,854	-	-	1,207,178
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	674,887	632,968	-	-	382,991
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,817,610	1,940,409	1,527,782
従業員数(人)	-	-	626	600	619

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第47期第3四半期連結会計期間及び第48期第3四半期連結累計期間及び第47期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第47期第3四半期連結累計期間及び第48期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社) ビクターアークス㈱ (注)	東京都 港区	35,000	音響機器販売事業	35.0	当社が販売する一部商品の仕入先であります。 役員の兼任あり

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	600 (5)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数には、契約社員、準社員及び長期アルバイトを含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	404 (5)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数には、契約社員、準社員及び長期アルバイトを含んでおります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
映像製品の開発・製造・販売事業 (千円)	55,694	-

(注) 1. 生産実績は、映像製品の開発・製造・販売事業部門におけるものであります。

2. 金額は製造原価によっております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
映像製品の開発・製造・販売事業 (千円)	103,032	-	110,407	-

(注) 受注実績は、映像製品の開発・製造・販売事業部門における特注品を対象にしております。

(3) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
音響機器販売事業(千円)	486,263	-
映像製品の開発・製造・販売事業 (千円)	13,748	-
合計(千円)	500,011	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
音響機器販売事業(千円)	1,186,380	-
映像製品の開発・製造・販売事業 (千円)	172,510	-
コンサート・イベント事業 (千円)	2,029,110	-
その他の事業(千円)	2,550	-
合計(千円)	3,390,550	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 過年度決算訂正に関連するリスクについて

当社は、平成21年3月期に計上した売上等における会計処理を訂正した結果、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出したことにより、その後の推移及び審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、平成22年11月15日付で株式会社大阪証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されました。

その後、平成23年1月12日付で監理銘柄（審査中）は解除されました。

当社としましては、社会的な信頼の回復に努めてまいり所存ですが、当社グループの社会的な信頼回復に悪影響が及ぶ可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社6社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、着実に持ち直していた景気がこのところ足踏み状態となっており、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残るなか、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動等により景気がさらに下押しされるリスクが存在し、先行きは不透明であります。

当社グループの属する業界におきましては、一部で持ち直しの動きが見られる分野もありますが、設備投資の抑制や広告費削減の影響が依然として残っており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社6社）は、当社グループの強みを発揮できる音と映像分野の事業強化、グループシナジーの最大化を目標に掲げ、利益率の改善及び経費削減による収益力向上、グループ全体の組織改革による営業力の強化に取り組んでおります。

当第3四半期連結会計期間は、音響機器販売事業及びコンサート・イベント事業において順調に案件を獲得し、売上を伸ばしました。さらに、売上原価の圧縮、徹底した固定費の削減、子会社への事業譲渡等、諸々の業績向上策の効果が現れ始めました。また、当社グループの成長戦略の一環として、ホール音響事業へ本格参入し音響機器販売事業の強化を図るべく、ホール音響に関する豊富な設計・施工実績を持つビクターアークス株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社化（所有割合：35.0%）いたしました。

これらの結果、売上高3,390百万円（前年同期比1.3%増）、営業利益144百万円（前年同期比846.1%増）、経常利益118百万円（前年同期は経常損失48百万円）、四半期純利益44百万円（前年同期は四半期純損失62百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[音響機器販売事業]

音響機器販売事業は、放送局の機器更新需要が旺盛であったほか、ホールの改修案件を複数受注するなど、大型案件が増加しました。また、主要輸入ブランド商品の需要は徐々に好転しており、売上高は前年同期を上回りました。利益面においては、輸入販売を行う当該事業にとって追い風となる円高を背景に売上総利益率が改善し前年同期を上回って推移いたしました。

これらの結果、音響機器販売事業の売上高は1,186百万円となりました。

[映像製品の開発・製造・販売事業]

映像製品の開発・製造・販売事業は、LED大型街頭ビジョン等の高額な機材投資には依然として慎重な姿勢が続いており、先行きは不透明な状況であります。欧州経済に対する不安が残るなか為替リスクを回避するため、国内の屋外デジタルサイネージ市場に特化して営業活動しており、官公庁向けに当社製LEDディスプレイ・システム「ChromaLED」を納入することができました。あわせて、引き続き徹底した経費削減に取り組んでおります。また、3D対応型LEDディスプレイ・システム「ChromaLED 3D」を開発・販売開始し市場の需要喚起を図りました。

これらの結果、映像製品の開発・製造・販売事業の売上高は172百万円となりました。

[コンサート・イベント事業]

コンサート・イベント事業は、コンサート案件を軸に好調に推移しました。前期の流れをついでコンサート音響及び映像の需要は安定しており、当社グループ全体の収益を牽引しました。また、上海万博日本館において映像・音響システムの提供及びオペレート業務を受注しました。一方、景気悪化の影響で低調推移していた企業イベントや各種展示会案件及びコンベンション案件は、未だ本来の水準には戻っておりません。

これらの結果、コンサート・イベント事業の売上高は2,029百万円となりました。

[その他の事業]

その他の事業の売上高は2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は14,893百万円となり、前連結会計年度末と比べて376百万円増加しました。これは投資その他の資産が増加したことが主な要因であります。

負債合計は10,416百万円となり、前連結会計年度末と比べて592百万円増加しました。これは長期借入金が増加したことが主な要因であります。

純資産合計は4,477百万円となり、前連結会計年度末と比べて215百万円減少しました。これは利益剰余金が減少したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて412百万円増加し、1,940百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は295百万円（前年同期は265百万円の資金減少）となりました。

資金の主な増加要因としては、売上債権の減少額346百万円、減価償却費279百万円の計上、その他流動負債の増加額193百万円及び税金等調整前四半期純利益113百万円の計上であります。また、主な減少要因としては、仕入債務の減少額557百万円及び賞与引当金の減少額119百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は764百万円（前年同期は48百万円の資金減少）となりました。

資金の主な減少要因としては、関係会社株式の取得による支出705百万円及び有形固定資産の取得による支出48百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は65百万円（前年同期は91百万円の資金増加）となりました。

資金の主な減少要因としては、長期借入金の返済による支出232百万円、リース債務の返済による支出91百万円及び配当金の支払額75百万円であります。また、主な増加要因としては、長期借入れによる収入170百万円及び短期借入金の純増額145百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、「創造と革新」を経営理念に掲げ、音と映像の事業を基軸としたプロ用AV&ITのトータル・ソリューション企業として、各事業部門間及び子会社との相乗効果を高めるとともに、時代の変化を先取りして創造性を最大限に発揮できる体制を企業グループ全体で共有しながら、日々の改善・改革を実行し、事業の継続的な発展により、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社は、顧客のニーズに、長年の実績により積み上げてきたノウハウや技術力に裏打ちされた、信頼性の高い、安全で高品質の製品・商品・サービスを適正な価格で提供してまいります。

事業を拡大していくことで株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）に満足していただくことが最善であるとの考えから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいります。社会への貢献や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

当社では、以上の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針を決定する者」であることが望ましいと考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記の方針を実現するため、企業グループとして、組織体制の見直しや施策の実施等に加え積極的なIR活動と適時適切な情報開示を行うことで、透明性の確保された質の高い企業グループ体制を構築することを目指し、平成22年3月期より中期経営計画「Action 50」に着手しております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記の方針により、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようなIR活動を目指しておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」といいます。)に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの具体的な内容につきましては、後記「大規模買付ルールの具体的な内容」のとおりであります。

上記の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

- イ. 当社取締役会は、上記の取組みが上記の基本方針に沿って策定され、また大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。
- ロ. 取締役会は、大規模買付行為に係る対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置し、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重することとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

大規模買付ルールの具体的な内容

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決議し、同日より発効いたしました。

（注1）特定株主グループとは、

（a）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（b）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

（a）特定株主グループが、（注1）（a）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

（b）特定株主グループが、（注1）（b）記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、各四半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

[大規模買付行為への対応方針]

1. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、（ ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（ ）当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という以下に掲げる大規模買付ルールを設定しました。

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。なお、当社は、前記 に定める意向表明書受領後20営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無及びその内容
- (f) 前記(d)及び(e)が、当社及び当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

必要情報の追加提供

当社取締役会は、必要情報の提供を受けた場合には、提供された必要情報の検討を開始します。

この場合において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められるときは当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会評価期間

前記 及び により必要情報の提供を受けた場合には、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、90日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または120日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会意見の公表または代替案の提示

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

例外的な取扱い

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し、後述する特別委員会の勧告を経た上で決定することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。

本対応方針においては、前記2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。前記3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります。という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、前記2. に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに前記3. に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

（注）社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

5. 本対応方針の継続及び廃止

本対応方針については、毎年の上場定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続または廃止の決定を行います。

なお、当社取締役会が、本対応方針の継続または廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

本対応方針の詳細内容につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

当社ホームページ <http://www.hibino.co.jp/>

平成18年5月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」

平成18年6月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成19年6月27日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成20年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成21年6月23日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成22年6月25日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、20百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について完了又は重要な変更があったものは、次のとおりであります。

当社コンサート・イベント事業において、前連結会計年度末に計画しておりましたLEDディスプレイ・システムについては、需要動向の見直し等により計画を一部変更し、完了予定年月を延期しました。

当社コンサート・イベント事業において、前連結会計年度末に計画しておりましたスピーカーシステムについては、平成22年11月に完了しました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,547,840	5,547,840	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	5,547,840	5,547,840	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成16年6月29日定時株主総会決議（第1回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	219,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	219,600(注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	640(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年6月30日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640 資本組入額 320
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員であること。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。 新株予約権者は、その権利を相続することができない。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権または新株予約権者について「新株予約権の消却事由及び条件」に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 その他の条件については、総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、払込金額を下回る価額での新株発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く）、または、1株当たりの払込金額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

ただし、かかる調整は、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額での新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）、または、1株当たりの払込金額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (ア) 「既発行株式数」とは、調整後払込金額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数、並びに、発行済の新株予約権及び新株予約権付社債の目的たる株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式数を控除した数を意味するものとする。
 - (イ) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と、「1株当たり発行価額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。
 - (ウ) 当社が新株予約権または新株予約権付社債を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される新株予約権または新株予約権付社債の目的たる株式の数を、「1株当たり発行価額」とは目的となる株式1株当たりの発行価額を、それぞれ意味するものとする。
3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、新株予約権割当契約締結時の新株発行予定数から、権利行使分及び契約締結後の退職等に伴う失権分を減じた数であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	5,547,840	-	1,721,487	-	2,074,601

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 467,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,079,900	50,799	同上
単元未満株式	普通株式 940	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,547,840	-	-
総株主の議決権	-	50,799	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式77株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ヒビノ株式会社	東京都港区港南 三丁目5番14号	467,000	-	467,000	8.41
計	-	467,000	-	467,000	8.41

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	577	530	502	504	489	500	462	460	475
最低(円)	500	491	460	450	396	440	417	353	437

(注)最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,976,709	1,722,706
受取手形及び売掛金	2,694,694 ²	3,483,843
商品及び製品	2,319,467	2,501,547
仕掛品	668,337	548,500
原材料及び貯蔵品	689,580	585,681
その他	562,768	635,757
貸倒引当金	45,722	133,472
流動資産合計	8,865,834	9,344,564
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,258,734	1,240,103
減価償却累計額	698,655	676,640
建物及び構築物(純額)	560,079	563,463
機械装置及び運搬具	5,614,656	5,666,001
減価償却累計額	4,367,485	4,264,582
機械装置及び運搬具(純額)	1,247,171	1,401,418
工具、器具及び備品	837,568	675,626
減価償却累計額	515,606	457,637
工具、器具及び備品(純額)	321,961	217,988
リース資産	1,957,147	1,465,266
減価償却累計額	642,379	387,798
リース資産(純額)	1,314,767	1,077,467
その他	409,138	459,507
有形固定資産合計	3,853,118	3,719,845
無形固定資産		
のれん	93,726	125,802
その他	116,749	135,529
無形固定資産合計	210,476	261,331
投資その他の資産		
その他	2,189,106	1,325,427
貸倒引当金	224,838	134,281
投資その他の資産合計	1,964,268	1,191,145
固定資産合計	6,027,862	5,172,322
資産合計	14,893,697	14,516,887

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	490,195	855,584
短期借入金	2,365,716	2,800,000
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	1,250,944	933,328
リース債務	378,048	293,164
未払法人税等	174,526	38,751
賞与引当金	169,514	306,827
役員賞与引当金	15,000	19,500
その他	869,799	732,014
流動負債合計	5,733,744	5,999,171
固定負債		
社債	20,000	30,000
長期借入金	2,787,173	2,103,664
リース債務	1,069,239	906,838
退職給付引当金	731,504	688,716
資産除去債務	13,336	-
その他	61,031	95,481
固定負債合計	4,682,285	3,824,700
負債合計	10,416,029	9,823,872
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,721,487	1,721,487
資本剰余金	2,074,601	2,074,601
利益剰余金	1,068,830	1,188,891
自己株式	302,031	244,139
株主資本合計	4,562,887	4,740,840
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,157	8,604
繰延ヘッジ損益	234	15
為替換算調整勘定	129,299	109,227
評価・換算差額等合計	121,907	100,638
少数株主持分	36,687	52,813
純資産合計	4,477,667	4,693,015
負債純資産合計	14,893,697	14,516,887

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	10,437,036	10,571,132
売上原価	6,903,215	6,844,854
売上総利益	3,533,821	3,726,278
販売費及び一般管理費	1 3,483,913	1 3,378,595
営業利益	49,908	347,682
営業外収益		
受取利息	573	916
受取配当金	1,967	2,025
持分法による投資利益	-	385
仕入割引	-	10,159
受取保険金	-	23,003
受取補償金	13,480	-
その他	34,067	13,113
営業外収益合計	50,088	49,602
営業外費用		
支払利息	76,071	88,373
為替差損	44,234	55,388
その他	10,026	12,512
営業外費用合計	130,332	156,273
経常利益又は経常損失()	30,335	241,011
特別利益		
固定資産売却益	348	3,102
貸倒引当金戻入額	174,286	-
特別利益合計	174,635	3,102
特別損失		
固定資産売却損	193	546
固定資産除却損	11,790	25,474
投資有価証券評価損	-	33,104
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,863
その他	3,437	36,873
特別損失合計	15,421	101,862
税金等調整前四半期純利益	128,877	142,251
法人税等	2 87,158	2 170,005
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	27,754
少数株主損失()	20,510	11,171
四半期純利益又は四半期純損失()	62,229	16,582

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	3,347,125	3,390,550
売上原価	2,117,751	2,067,583
売上総利益	1,229,373	1,322,967
販売費及び一般管理費	₁ 1,214,071	₁ 1,178,195
営業利益	15,302	144,772
営業外収益		
受取利息	92	397
受取配当金	288	275
持分法による投資利益	-	385
仕入割引	2,502	3,096
受取保険金	247	16,875
還付消費税等	4,943	-
その他	5,987	4,069
営業外収益合計	14,060	25,100
営業外費用		
支払利息	28,361	33,540
為替差損	46,203	11,885
その他	3,058	6,016
営業外費用合計	77,623	51,442
経常利益又は経常損失()	48,260	118,429
特別利益		
固定資産売却益	348	2,170
貸倒引当金戻入額	5,496	-
特別利益合計	5,845	2,170
特別損失		
固定資産売却損	193	-
固定資産除却損	1,637	5,311
事務所移転費用	-	1,865
その他	231	-
特別損失合計	2,062	7,177
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	44,477	113,423
法人税等	₂ 22,681	₂ 71,092
少数株主損益調整前四半期純利益	-	42,330
少数株主損失()	4,476	2,039
四半期純利益又は四半期純損失()	62,682	44,370

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	128,877	142,251
減価償却費	724,807	759,787
無形固定資産償却費	43,256	37,349
のれん償却額	32,075	32,075
退職給付引当金の増減額(は減少)	72,526	42,788
貸倒引当金の増減額(は減少)	244,569	2,807
賞与引当金の増減額(は減少)	140,116	137,212
役員賞与引当金の増減額(は減少)	15,834	4,500
製品保証引当金の増減額(は減少)	3,116	-
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	309,775	-
受取利息及び受取配当金	2,540	2,941
受取保険金	-	23,003
受取補償金	13,480	-
支払利息	76,071	88,373
為替差損益(は益)	20,538	3,877
持分法による投資損益(は益)	-	385
固定資産売却損益(は益)	155	2,555
固定資産除却損	11,790	25,474
投資有価証券評価損益(は益)	-	33,104
投資有価証券償還損益(は益)	303	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,863
事業譲渡損益(は益)	-	17,560
売上債権の増減額(は増加)	677,443	604,856
たな卸資産の増減額(は増加)	427,111	148,502
その他の流動資産の増減額(は増加)	90,107	26,664
仕入債務の増減額(は減少)	785,071	327,967
その他の流動負債の増減額(は減少)	105,332	121,584
その他	68,324	11,155
小計	281,195	1,278,440
利息及び配当金の受取額	2,540	2,941
利息の支払額	76,086	81,504
保険金の受取額	-	23,003
補償金の受取額	13,480	-
役員退職慰労金の支払額	-	34,450
法人税等の支払額	130,114	73,553
法人税等の還付額	101,470	48,446
営業活動によるキャッシュ・フロー	369,903	1,163,323

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	235,686	184,771
定期預金の払戻による収入	192,491	343,395
投資有価証券の取得による支出	478	548
投資有価証券の償還による収入	5,188	-
関係会社株式の取得による支出	-	705,449
有形固定資産の取得による支出	942,324	836,429
有形固定資産の売却による収入	7,066	15,413
無形固定資産の取得による支出	36,447	12,011
その他	17,954	1,452
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,028,146	1,381,854
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000,000	434,284
長期借入れによる収入	1,900,000	1,700,000
長期借入金の返済による支出	658,006	698,875
リース債務の返済による支出	166,898	278,146
社債の償還による支出	10,000	10,000
自己株式の取得による支出	61,451	57,892
配当金の支払額	164,120	102,015
少数株主への配当金の支払額	4,867	-
セール・アンド・リースバックによる収入	840,231	514,182
財務活動によるキャッシュ・フロー	674,887	632,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,520	1,810
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	745,683	412,627
現金及び現金同等物の期首残高	2,563,293	1,527,782
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,817,610	1,940,409

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 Hibino Asia Pacific (Shanghai) Limited (ヒビノ アジア パシフィック (シャ ンハイ) リミテッド) は第1四半期連結会計期間において当社子会社の Hibino Asia Pacific Limited (ヒビノ アジア パシフィック リミテッド) が新た に設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 6社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法の適用関連会社の変更 当第3四半期連結会計期間より、ピクチャーアークス株式会社は新たに株式を取得し たため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準 第18号 平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日) を適用しております。 この結果、従来の方法と比較して、税金等調整前四半期純利益が6,666千円減少して おります。なお、営業利益及び経常利益に与える影響は軽微であります。 また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は10,532千円であり ます。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

1. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「仕入割引」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「仕入割引」は9,101千円であります。
2. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取保険金」は2,920千円であります。
3. 前第3四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「受取補償金」(当第3四半期連結累計期間は336千円)は営業外収益の総額の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
4. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「受取保険金」は前第3四半期連結累計期間においては「税金等調整前四半期純利益」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。
それに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの小計欄以下において「保険金の受取額」が区分掲記されております。なお、前第3四半期連結累計期間の「税金等調整前四半期純利益」に含まれている「受取保険金」は2,920千円であります。
2. 前第3四半期連結累計期間まで、区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「受取補償金」(当第3四半期連結累計期間は336千円)及び営業活動によるキャッシュ・フローの小計欄以下の「補償金の受取額」(当第3四半期連結累計期間は336千円)は、金額的重要性が乏しいため当第3四半期連結累計期間より「税金等調整前四半期純利益」に含めて表示しております。

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し第2四半期連結会計期間末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 経過勘定項目の算定方法	一部の経過勘定項目の算定については、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)														
<p>1 貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">800,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,200,000千円</td> </tr> </table> <p>2 当第3四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間の末日は、金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">55,006千円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	800,000千円	差引額	1,200,000千円	受取手形	55,006千円	<p>1 貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	2,000,000千円
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円														
借入実行残高	800,000千円														
差引額	1,200,000千円														
受取手形	55,006千円														
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円														
借入実行残高	-千円														
差引額	2,000,000千円														

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																		
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">1,320,834千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">99,920千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,145千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">94,651千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結累計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与及び賞与	1,320,834千円	賞与引当金繰入額	99,920千円	役員賞与引当金繰入額	5,145千円	退職給付費用	94,651千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">1,282,709千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">114,367千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,867千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">88,739千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与及び賞与	1,282,709千円	賞与引当金繰入額	114,367千円	役員賞与引当金繰入額	15,000千円	貸倒引当金繰入額	4,867千円	退職給付費用	88,739千円
給与及び賞与	1,320,834千円																		
賞与引当金繰入額	99,920千円																		
役員賞与引当金繰入額	5,145千円																		
退職給付費用	94,651千円																		
給与及び賞与	1,282,709千円																		
賞与引当金繰入額	114,367千円																		
役員賞与引当金繰入額	15,000千円																		
貸倒引当金繰入額	4,867千円																		
退職給付費用	88,739千円																		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)														
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">496,927千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">67千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">31,973千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結会計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与及び賞与	496,927千円	役員賞与引当金繰入額	67千円	退職給付費用	31,973千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">481,831千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">10,817千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">24,975千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与及び賞与	481,831千円	役員賞与引当金繰入額	5,000千円	貸倒引当金繰入額	10,817千円	退職給付費用	24,975千円
給与及び賞与	496,927千円														
役員賞与引当金繰入額	67千円														
退職給付費用	31,973千円														
給与及び賞与	481,831千円														
役員賞与引当金繰入額	5,000千円														
貸倒引当金繰入額	10,817千円														
退職給付費用	24,975千円														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 1,998,134千円	現金及び預金 1,976,709千円
計 1,998,134千円	計 1,976,709千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 180,523千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 36,300千円
現金及び現金同等物 1,817,610千円	現金及び現金同等物 1,940,409千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,547,840株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 467,077株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月21日 取締役会	普通株式	26,052	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	77,426	15.00	平成22年9月30日	平成22年12月13日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年8月18日及び平成22年11月26日開催の取締役会において決議したとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得しております。この自己株式の取得及び単元未満株式の買取により、当第3四半期連結累計期間において自己株式が57,892千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が302,031千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,169,266	2,177,859	3,347,125	-	3,347,125
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	15,111	2,004	17,115	(17,115)	-
計	1,184,377	2,179,864	3,364,241	(17,115)	3,347,125
営業利益又は 営業損失()	362,299	481,501	119,201	(103,899)	15,302

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,399,443	6,037,592	10,437,036	-	10,437,036
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	72,100	21,324	93,425	(93,425)	-
計	4,471,544	6,058,917	10,530,461	(93,425)	10,437,036
営業利益又は 営業損失()	683,070	1,025,924	342,854	(292,945)	49,908

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、事業形態の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な内容

販売事業 業務用音響機器の販売及びメンテナンス、映像機器の開発・製造・販売及びメンテナンス等

サービス事業 コンサート及びイベント用音響、映像機材のレンタル、運用又はオペレーション、イベントの企画立案等

3. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

(退職給付引当金)

追加情報に記載のとおり、当社は、従来より適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用していましたが、平成21年10月1日より適格退職年金制度につき確定給付企業年金制度に移行しております。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日企業会計基準委員会)を適用しております。この移行に伴い退職給付債務が9,483千円減少し、当該減少額は過去勤務債務として、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により償却しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、音響及び映像に関連した事業を展開しておりますが、取り扱う商品・製品・サービスの種類、販売（役務提供）対象市場の類似性によって判断したセグメントから構成されており、「音響機器販売事業」、「映像製品の開発・製造・販売事業」、「コンサート・イベント事業」及び「その他の事業」の4つを報告セグメントとしております。

「音響機器販売事業」は、業務用音響機器の販売、システム設計・施工・メンテナンスを行っております。「映像製品の開発・製造・販売事業」は、映像ディスプレイ及び周辺機器の開発・製造・販売を行っております。「コンサート・イベント事業」は、コンサート・イベント用音響システム及び映像システムの企画立案、機器の貸出、オペレート並びにコンサート・イベントの録音、中継、トラックダウン、オーサリング等を行っております。「その他の事業」は、当社グループが音と映像に関連して保有する技術、ノウハウ、権利などを応用、利用した製品の開発・販売・サービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	音響機器 販売事業	映像製品の 開発・製造 ・販売事業	コンサート ・イベント 事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	3,756,368	644,661	6,127,830	42,272	10,571,132	-	10,571,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	34,027	83,715	10,194	-	127,936	(127,936)	-
計	3,790,395	728,376	6,138,025	42,272	10,699,069	(127,936)	10,571,132
セグメント利益又は 損失()	36,400	408,685	942,490	96,724	473,480	(125,798)	347,682

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 125,798千円には、セグメント間取引消去106,400千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 232,198千円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	音響機器 販売事業	映像製品の 開発・製造 ・販売事業	コンサート ・イベント 事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	1,186,380	172,510	2,029,110	2,550	3,390,550	-	3,390,550
セグメント間の内部 売上高又は振替高	19,773	16,996	2,124	-	38,893	(38,893)	-
計	1,206,153	189,506	2,031,234	2,550	3,429,444	(38,893)	3,390,550
セグメント利益又は 損失（ ）	25,342	119,310	369,111	17,734	206,724	(61,952)	144,772

(注)1. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 61,952千円には、セグメント間取引消去44,438千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 106,390千円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

長期借入金(1年以内返済予定含む)が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1年以内返済予定含む)	4,038,117	4,037,552	564

(注) 金融商品の時価の算定方法

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 874.08円	1株当たり純資産額 890.56円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 11.66円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 3.20円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	62,229	16,582
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	62,229	16,582
期中平均株式数(千株)	5,338	5,180
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 11.83円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 8.64円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	62,682	44,370
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	62,682	44,370
期中平均株式数(千株)	5,297	5,135
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....77,426千円

(ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月13日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

ヒビノ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の第5 経理の状況 2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

ヒビノ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。